

仙台市発注建設関連業務委託における

総合評価一般競争入札の手引き

令和6年4月版

仙 台 市

- 本手引きは、令和6年4月1日以降に公告するものから適用する。
- 本手引きは、仙台市のホームページに掲載している。
ホームページアドレスと掲載先は下記のとおり。
仙台市ホームページ <https://www.city.sendai.jp/>
【HPトップ画面】→【事業者向け情報】→【技術管理】
→【総合評価一般競争入札制度】
- 本手引きの追加，修正等の変更の都度，適宜更新するので，ホームページにて最新情報を確認してください。

仙台市発注建設関連業務委託における総合評価一般競争入札の手引き
(令和6年3月21日都市整備局長決裁)

目 次

1. はじめに	1
2. 総合評価一般競争入札について	
(1)概要	1
(2)総合評価一般競争入札の基本的なフロー	1
3. 対象業務と方式の選定	
(1)対象業務	2
(2)総合評価の方式の選定	2
4. 総合評価の方法	
(1)評価値の申告方法	2
(2)評価値の算定方法	2
(3)入札価格、技術評価点及び評価値の関係	3
(4)落札候補者の決定	3
5. 落札者決定基準	
(1)評価項目	4
(2)評価項目ごとの評価点及び加算点	5
①実績重視型の評価項目ごとの評価点及び加算点	6
②実施方針型の評価項目ごとの評価点及び加算点	7
(3)評価基準及び得点	8～9
(4)各評価項目の評価基準及び得点の詳細	
①企業に関する評価項目、評価基準及び得点	10～14
②配置予定技術者に関する評価項目、評価基準及び得点	15～21
③企業の地域貢献・働き方改革・担い手確保に関する評価項目、評価基準及び得点	22～29
④実施方針に関する評価項目、評価基準及び得点	30
6. 提出書類等	31
7. 落札候補者の審査	
(1)審査の方法	32
(2)技術提案等の取扱い	32
(3)配置予定技術者等に対するヒアリング	32
(4)落札者の決定	32
8. 配置予定技術者等の取扱い	32
9. 中立かつ公正な審査・評価の確保	
(1)学識経験者の意見聴取	33
(2)学識経験者の選任	33
10. 技術提案等に関する秘密の保持	33

1. はじめに

公共工事の品質確保を目的に、平成 17 年 4 月「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）が施行され、また、この法律の基本理念に基づき「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が平成 17 年 8 月閣議決定された。

加えて令和元年 6 月の品確法改正では、公共工事の品質確保を図るためには、工事の前段階に当たる建設関連業務委託（測量、地質調査、点検や診断等の調査及び設計）も公共工事と同様に品質確保を図ることが重要な課題と位置付けられた。

この「仙台市発注建設関連業務委託における総合評価一般競争入札の手引き」は、仙台市が発注する建設関連業務委託における総合評価一般競争入札の実施に必要な事項を示すものである。

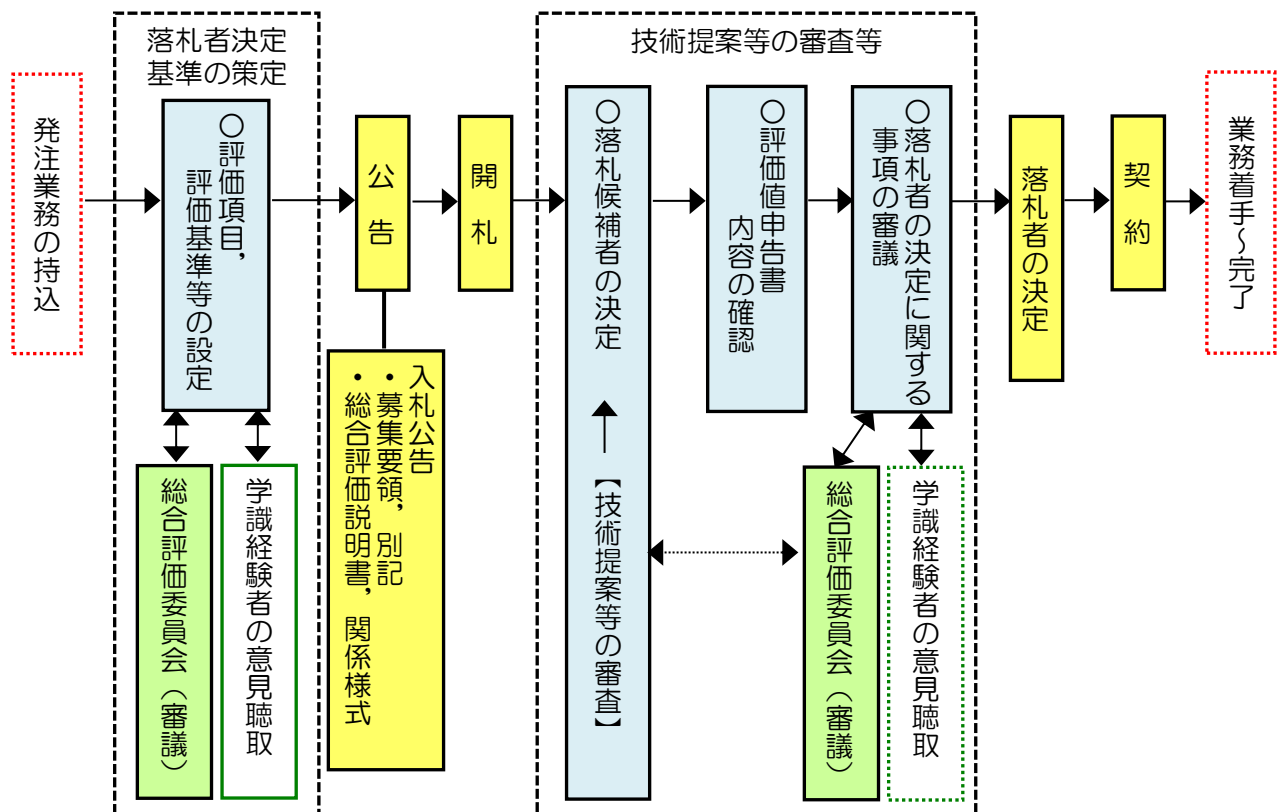
2. 総合評価一般競争入札について

(1) 概要

総合評価落札方式は、価格競争型の入札と異なり、入札参加者の技術的能力を審査するための指標として価格以外の要素（企業の技術力、社会性及び地域性等）を評価項目及び評価基準として定め、入札価格と併せて総合的に評価し、落札者を決定するものである。

これにより、入札に参加する企業の技術面での競争を促し、業務成果品の品質の向上はもとより不良・不適格業者及びダンピング受注の排除、談合防止など公正な取引秩序が確保され、建設コンサルタント業の健全な発達にも資するものである。

(2) 総合評価一般競争入札の基本的なフロー



3. 対象業務と方式の選定

(1) 対象業務

総合評価一般競争入札は、予定価格1千万円以上の建設関連業務委託において、業務分野や部門、業務の難易度等の特性を考慮して、都度選定の上実施する。

(2) 総合評価の方式の選定

総合評価委員会において、対象業務の特性に応じて次の方式から選定する。

方式	適用の考え方
実績重視型	技術的工夫の余地が小さい業務に適用し、企業や配置技術者の業務実績等から技術力と入札価格を総合的に評価する方式
実施方針型	技術的工夫の余地は小さいが、配慮が必要となる設計条件等がある業務に適用し、業務実績のほかに業務理解度や実施手順、品質確保の具体的な取組みの記述を求め、技術力と入札価格を総合的に評価する方式

4. 総合評価の方法

(1) 評価値の申告方法

入札参加者は、評価値申告書（様式-1）により評価項目ごとに求められている内容等を申告するものとする。

また、総合評価の方式が実施方針型の場合は、様式-5（業務理解度及び品質確保）及び様式-6（実施手順）を提出するものとする。

(2) 評価値の算定方法

評価値は、価格以外の要素を一定の基準により評価して得た技術評価点（標準点+加算点）を入札価格で除して得た数値とする（除算方式）。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点（100点）} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

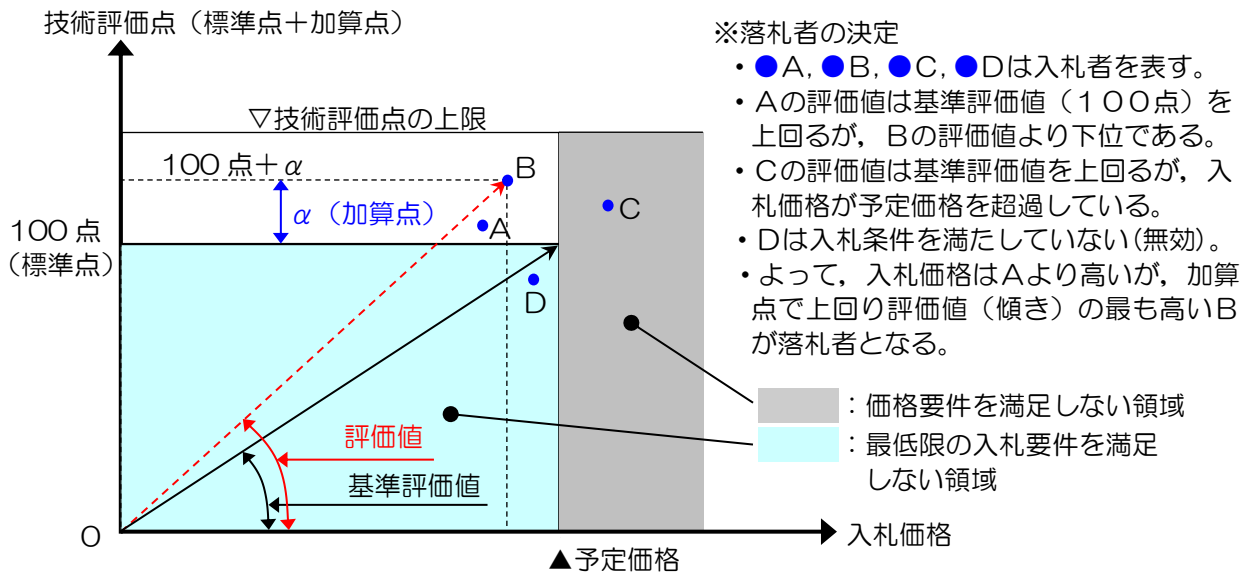
なお、実施方針型の実施方針の記述については、それぞれ本市が審査を行って算出した評価点と申告のあった評価点を加算して求められた評価値を、入札参加者の評価値とする。

加算点の配点は表4-1のとおりとし、入札参加者の評価値の算定にかかる加算点は、評価項目ごとに付与した評価点の合計とする。

表4-1 加算点の配点

総合評価の方式	加算点の配点（最大値）
実績重視型	25点
実施方針型	50点

(3) 入札価格、技術評価点及び評価値の関係



(4) 落札候補者の決定

次の各要件に該当するもののうち、評価値が最も高いものを落札候補者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること
- ② 入札に係る技術的要件が、入札公告及び総合評価に関する説明書において明らかにした技術的要件のうち、必須とされた項目の最低限の技術的要件を全て満たしていること
- ③ 「工事に係る業務委託契約における最低制限価格取扱要綱」(平成28年3月18日財政局長決裁)に基づく最低制限価格を下回っていないこと

5. 落札者決定基準

(1) 評価項目

総合評価の方式ごとに定める評価項目は、表 5-1 を基本とし、対象業務の特性に応じて決定する。

表 5-1 総合評価の方式ごとの評価項目

評価の視点	評価項目	総合評価方式	
		実績重視型	実施方針型
企業の評価	ア 過去 5 ヶ年度における「入札参加資格で定める施工実績に関する条件」の業務実績	○	○
	イ 過去 5 ヶ年度における業務成績評定点（同種業務・同部門の最高点）	○	○
	ウ 過去 5 ヶ年度における同種業務・同部門の業務表彰歴	○	○
	エ 過去 1 ヶ年における不誠実な行為又は労働災害等	○	○
配置予定技術者の評価	オ 過去 5 ヶ年度における「入札参加資格で定める施工実績に関する条件」の業務実績	○	○
	カ 過去 5 ヶ年度における業務成績評定点（同種業務・同部門の最高点）	○	○
	キ 過去 5 ヶ年度における同種業務・同部門の技術者表彰歴	○	○
	ク 継続教育（CPD）の取組み状況	○	○
	ケ 専任性（手持ち業務の件数）	○	○
	コ 若手技術者の配置	○	○
地域貢献・働き方改革・担い手確保	サ 災害時の応援協定の締結実績	○	○
	シ 過去 10 ヶ年度における同種業務の災害復旧関連業務の実績	○	○
	ス 過去 2 ヶ年度における地域貢献活動等の取組み実績	○	○
	セ 品質管理システム等の認証取得状況	○	○
	ソ 障害者雇用の達成状況	○	○
	タ 「くるみん」、「えるぼし」、「女性のチカラを活かす企業」の認証取得状況	○	○
	チ 管理養成技術者の業務実績を有する管理技術者の配置	○	○
実施方針	課題① 業務理解度	—	○
	課題② 実施手順		
	課題③ 品質確保		

凡例 ○…適用する評価項目（対象業務の特性に応じて決定する。）

(2) 評価項目ごとの評価点及び加算点

総合評価の方式ごとに定める評価項目ごとの評価点及び加算点については、下表の内容を基本とする。落札者決定基準は業務ごとに定め、入札公告の「総合評価に関する説明書」に記載する。

●評価項目ごとの評価点及び加算点の計算例

評価の視点	評価項目	加算点配点 a	評点配点 b	①	②	③
				得点 c	評価点 d	評価点計 e
企業の評価	ア 過去5ヶ年度における「入札参加資格で定める施工実績に関する条件」の業務実績	4.5	1.5	1.5	1.50	4.50
	イ 過去5ヶ年度における業務成績評定点（同種業務・同部門の最高点）		1.5	1.5	1.50	
	ウ 過去5ヶ年度における同種業務・同部門の業務表彰歴		1.5	1.5	1.50	
	エ 過去1ヶ年における不誠実な行為又は労働災害等		0	0	0.00	
						4.50 ④

① 得点 c = 評価基準により付与される点数

得点 c は、それぞれ小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位とする。

② 評価点 d = 得点 c

③ 評価点計 e は、評価点 d を合計した値とする。

④ 加算点は、評価点の計を合計した値とする。

①実績重視型の評価項目ごとの評価点及び加算点

表5-2 実績重視型

実績重視型

評価の視点	評価項目	加算点 配点	評価点 配点	評価基準	得点	評価点	評価点 計
企業の評価	ア 過去5ヶ年度における「入札参加資格で定める施工実績に関する条件」の業務実績	4.5	1.5	過去5ヶ年度に「入札参加資格で定める施工実績に関する条件」の業務実績が複数ある	1.5	1.50	4.50
				過去5ヶ年度に「入札参加資格で定める施工実績に関する条件」の業務実績がある	1	1.00	
				実績無し	0	0.00	
	イ 過去5ヶ年度における業務成績評定点(同種業務・同部門の最高点)		1.5	過去5ヶ年度に完了した同種業務・同部門の最高点が80点以上	1.5	1.50	
				過去5ヶ年度に完了した同種業務・同部門の最高点が80点未満又は実績無し	0	0.00	
ウ 過去5ヶ年度における同種業務・同部門の業務表彰歴	1.5	同種業務・同部門の業務表彰実績が複数ある	1.5	1.50			
		同種業務・同部門の業務表彰実績がある	1	1.00			
		表彰実績無し	0	0.00			
エ 過去1ヶ年における不誠実な行為又は労働災害等	0	無し	0	0.00			
		指名停止又は文書指導あり	-2	-2.00			
配置予定技術者の評価	オ 過去5ヶ年度における「入札参加資格で定める施工実績に関する条件」の業務実績	13.0	2	管理技術者として過去5ヶ年度に「入札参加資格で定める施工実績に関する条件」の業務実績が複数ある	2	2.00	13.00
				管理技術者として過去5ヶ年度に「入札参加資格で定める施工実績に関する条件」の業務実績がある	1	1.00	
				実績無し	0	0.00	
	カ 過去5ヶ年度における業務成績評定点(同種業務・同部門の最高点)		2	管理技術者として過去5ヶ年度に完了した同種業務・同部門の最高点が80点以上	2	2.00	
				管理技術者として過去5ヶ年度に完了した同種業務・同部門の最高点が80点未満又は実績無し	0	0.00	
	キ 過去5ヶ年度における同種業務・同部門の技術者表彰歴		2	同種業務・同部門の技術者表彰実績が複数ある	2	2.00	
				同種業務・同部門の技術者表彰実績がある	1	1.00	
		表彰実績無し	0	0.00			
ク 継続教育(CPD)の取組み状況	2	推奨単位以上の取得単位あり	2	2.00			
		推奨単位の1/2以上の取得単位あり	1	1.00			
		推奨単位の1/2未満の取得単位あり、または取得単位無し	0	0.00			
ケ 専任性(手持ち業務の件数)	2	当該業務を含めた手持ち業務の件数が開札日時時点で3件未満	2	2.00			
		当該業務を含めた手持ち業務の件数が開札日時時点で3~4件	1	1.00			
		当該業務を含めた手持ち業務の件数が開札日時時点で5件以上	0	0.00			
コ 若手技術者の配置	3	複数配置あり(管理技術者と管理養成技術者)	3	3.00			
		配置あり(管理技術者)	2	2.00			
		配置あり(管理養成技術者)	1	1.00			
		配置無し	0	0.00			
地域貢献・働き方改革・担い手確保	サ 災害時の応援協定の締結実績	7.5	1	災害時の応援協定の締結実績がある	1	1.00	7.50
				締結無し	0	0.00	
	シ 過去10ヶ年度における同種業務の災害復旧関連業務の実績		1	過去10ヶ年度に完了した同種業務の災害復旧関連業務の実績がある	1	1.00	
				実績無し	0	0.00	
	ス 地域貢献活動等の取組み実績		1	複数の実績がある	1	1.00	
				実績がある	0.5	0.50	
				実績無し	0	0.00	
セ 品質管理システム等の認証取得状況 ①ISO9001 ②ISO14001 または みちのく環境管理規格	1.5	①及び②の認証取得あり	1.5	1.50			
		①又は②いずれかのみ認証取得あり	1	1.00			
		認証取得無し	0	0.00			
ソ 障害者の雇用促進状況	1	法定雇用障害者数以上	1	1.00			
		義務外雇用あり	1	1.00			
		法定雇用障害者数未満	0	0.00			
		雇用無し	0	0.00			
タ ぐるみん・えるぼし・女性のチカラを活かす企業の認証取得状況	1	いずれかの認証取得あり	1	1.00			
		認証取得無し	0	0.00			
チ 管理養成技術者の業務実績を有する管理技術者の配置	1	過去に管理養成技術者を担当した実績のある管理技術者を配置する	1	1.00			
		配置無し	0	0.00			
加算点配点の計		25.0			加算点の最大値		25.00

②実施方針型の評価項目ごとの評価点及び加算点

表 5-3 実施方針型

実施方針型

評価の視点	評価項目	加算点 配点	評点 配点	評価基準	得点	評価点	評価点 計
企業の評価	ア 過去5ヶ年度における「入札参加資格で定める施工実績に関する条件」の業務実績	4.5	1.5	過去5ヶ年度に「入札参加資格で定める施工実績に関する条件」の業務実績が複数ある	1.5	1.50	4.50
				過去5ヶ年度に「入札参加資格で定める施工実績に関する条件」の業務実績がある	1	1.00	
				実績無し	0	0.00	
	イ 過去5ヶ年度における業務成績評定点(同種業務・同部門の最高点)		1.5	過去5ヶ年度に完了した同種業務・同部門の最高点が80点以上	1.5	1.50	
				過去5ヶ年度に完了した同種業務・同部門の最高点が80点未満又は実績無し	0	0.00	
ウ 過去5ヶ年度における同種業務・同部門の業務表彰歴	1.5	同種業務・同部門の業務表彰実績が複数ある	1.5	1.50			
		同種業務・同部門の業務表彰実績がある	1	1.00			
		表彰実績無し	0	0.00			
エ 過去1ヶ年における不誠実な行為又は労働災害等	0	無し	0	0.00			
		指名停止又は文書指導あり	-2	-2.00			
配置予定技術者の評価	オ 過去5ヶ年度における「入札参加資格で定める施工実績に関する条件」の業務実績	13.0	2	管理技術者として過去5ヶ年度に「入札参加資格で定める施工実績に関する条件」の業務実績が複数ある	2	2.00	13.00
				管理技術者として過去5ヶ年度に「入札参加資格で定める施工実績に関する条件」の業務実績がある	1	1.00	
				実績無し	0	0.00	
	カ 過去5ヶ年度における業務成績評定点(同種業務・同部門の最高点)		2	管理技術者として過去5ヶ年度に完了した同種業務・同部門の最高点が80点以上	2	2.00	
				管理技術者として過去5ヶ年度に完了した同種業務・同部門の最高点が80点未満又は実績無し	0	0.00	
	キ 過去5ヶ年度における同種業務・同部門の技術者表彰歴		2	同種業務・同部門の技術者表彰実績が複数ある	2	2.00	
				同種業務・同部門の技術者表彰実績がある	1	1.00	
				表彰実績無し	0	0.00	
	ク 継続教育(CPD)の取組み状況		2	推奨単位以上の取得単位あり	2	2.00	
				推奨単位の1/2以上の取得単位あり	1	1.00	
		推奨単位の1/2未満の取得単位あり、または取得単位無し	0	0.00			
ケ 専任性(手持ち業務の件数)	2	当該業務を含めた手持ち業務の件数が開札日時時点で3件未満	2	2.00			
		当該業務を含めた手持ち業務の件数が開札日時時点で3~4件	1	1.00			
		当該業務を含めた手持ち業務の件数が開札日時時点で5件以上	0	0.00			
コ 若手技術者の配置	3	複数配置あり(管理技術者と管理養成技術者)	3	3.00			
		配置あり(管理技術者)	2	2.00			
		配置あり(管理養成技術者)	1	1.00			
		配置無し	0	0.00			
地域貢献・働き方改革・担い手確保	サ 災害時の応援協定の締結実績	7.5	1	災害時の応援協定の締結実績がある	1	1.00	7.50
				締結無し	0	0.00	
	シ 過去10ヶ年度における同種業務の災害復旧関連業務の実績		1	過去10ヶ年度に完了した同種業務の災害復旧関連業務の実績がある	1	1.00	
				実績無し	0	0.00	
	ス 地域貢献活動等の取組み実績		1	複数の実績がある	1	1.00	
				実績がある	0.5	0.50	
				実績無し	0	0.00	
	セ 品質管理システム等の認証取得状況 ①ISO9001 ②ISO14001 または みちのく環境管理規格		1.5	①及び②の認証取得あり	1.5	1.50	
				①又は②いずれかのみ認証取得あり	1	1.00	
				認証取得無し	0	0.00	
ソ 障害者の雇用促進状況	1	法定雇用障害者数以上	1	1.00			
		義務外雇用あり	1	1.00			
		法定雇用障害者数未満	0	0.00			
		雇用無し	0	0.00			
タ くるみん・えるぼし・女性のチカラを活かす企業の認証取得状況	1	いずれかの認証取得あり	1	1.00			
		認証取得無し	0	0.00			
チ 管理養成技術者の業務実績を有する管理技術者の配置	1	過去に管理養成技術者を担当した実績のある管理技術者を配置する	1	1.00			
		配置無し	0	0.00			
実施方針	【業務理解度】設計にあたり必要となる諸条件を正しく理解・把握しているか。コントロールポイントとなる条件を正しく理解しているか。	25.0	10	諸条件を理解・把握し、かつ重要事項の記載があり、設計につながる創意工夫がある	10	10.00	25.00
				諸条件を理解・把握している記述が見られる	5	5.00	
				仕様書や共通仕様書に記載されている内容程度の理解度である	0	0.00	
	【実施手順】業務にとってクリティカルとなる諸条件を正しく理解・把握し、手戻りのない効率的な工程を組み立てているか。		10	諸条件を理解・把握し、かつ創意工夫がある効率的な工程計画である	10	10.00	
				記載内容は標準的で一般的な工程計画である	5	5.00	
		履行期限内に完了するための工程また必要最低限の工程である	0	0.00			
【品質確保】業務成果品の品質確保・向上を目的とした具体的な取り組みがあるか。	5	具体的な取り組みや創意工夫の記載があり、効果が期待できる	5	5.00			
		一般的な取り組みの記載がある	2.5	2.50			
		仕様書や共通仕様書に記載されている内容程度である	0	0.00			
加算点配点の計		50.0				加算点の最大値	50.00

(3) 評価基準及び得点

評価項目ごとの評価基準及び付与する得点は、下記及び次項「(4) 各評価項目の評価基準及び得点の詳細」のとおりとする。

●評価項目の組合せは、対象業務の特性に応じ設定するので、入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」により確認すること。

●評価値の算定は、入札参加者の責により行うものとする。

●落札候補者の審査において、申告した実績が実際に有する実績と異なることが判明した場合該当する評価項目の得点は次のとおりとする。

(1) 実績を超える得点で申告した場合は、次の方法により評価値を修正する（以下「再評価」という。）。再評価の結果、評価値が次順位の入札参加者を下回った場合、次順位の者を落札候補者とする。

・得点区分に「複数実績あり」「実績あり」「無し」等の区分がある評価項目では、本来の得点区分で再評価する。

・得点区分に段階のない評価項目（「実績あり」、「無し」等）では、最低点で再評価する。

(2) 実績を下回る得点となる申告又は得点区分が変わらないときは、申告した得点のままとし、訂正を認めない。

●評価対象となる年度は次のとおりとする（記載のないものは、各評価項目の取扱による。）。

【令和6年度公告案件の例】

・直前の10ヶ年度

平成26年4月1日から令和6年3月31日まで

・直前の5ヶ年度

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

・直前の2ヶ年度

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

●管理指導技術者について

- (1) 業務経験が少ない 40 歳以下の若手の管理技術者を育成するため、指導役として管理指導技術者を配置することができる。この場合、評価項目才・力・キの配置予定技術者に求める業務実績等は管理指導技術者の実績を申告すること。
- (2) 管理指導技術者は、本市発注業務の入札参加者募集要領（発注予定業務の入札参加者募集の都度定める要領をいう。以下同じ。）で定める配置技術者に関する条件①②を満たす者に限り配置できる。
- (3) 管理指導技術者は、管理技術者として従事している業務の件数が開札日時点において 5 件以下の技術者に限り配置することができる。この場合の業務件数は、国又は地方公共団体等が発注する業務を対象とし、民間業務は対象としない。また、業務件数には、契約金額が100万円未満の業務及び随意契約により契約した業務は含めない。
- (4) 管理指導技術者を配置する場合は、管理技術者として従事している業務件数を様式-7-Bにより自己申告すること。

●管理養成技術者について

- (1) 業務経験が少ない若手技術者を育成するため、経験豊富な管理技術者から指導を受けながら業務補助を行う担当技術者として、管理養成技術者を配置することができる。
- (2) 管理養成技術者は、40歳以下で、当該業務と同種業務の実務経験を2年以上有する者で、かつ、本市発注業務の入札参加者募集要領で定める配置技術者に関する条件のうち、②の資格要件を満たしていない者に限り配置することができる。なお、実務経験には、前職での経験も含めることができる（同種業務の考え方はP12の評価項目イを参照。）。
- (3) 管理養成技術者は、開札日時点において担当技術者として従事している業務と当該業務を合わせ 3 件以下の技術者に限り配置することができる。この場合の業務件数は、国又は地方公共団体等が発注する業務を対象とし、民間業務は対象としない。また、業務件数には、契約金額が100万円未満の業務及び随意契約により契約した業務は含めない。
- (4) 管理養成技術者を配置する場合は、実務経験と現在従事している業務件数を様式-7-Cにより自己申告すること。

●ひとつの業務において、管理指導技術者と管理養成技術者を同時に配置することはできない。

(4) 各評価項目の評価基準及び得点の詳細

実績重視型・実施方針型 共通

①企業に関する評価項目，評価基準及び得点

ア. 過去5ヶ年度における「入札参加資格で定める施工実績に関する条件」の業務実績

評価基準	得点	
	「入札参加資格で定める施工実績」について，公告日の属する年度及び直前の5ヶ年度に完了した業務実績の有無。	複数実績あり
実績あり		1点
実績無し		0点

<評価基準取扱事項>

- 公告日の属する年度においては，当該業務の入札公告日までに完了検査が行われ，合格した業務のみ対象とする。

<評価値申告書の作成時の留意点>

1. 「入札参加資格で定める施工実績」は，対象業務と同等の業務実績として入札参加者に求める業務実績を定めた「加点条件」であり，入札公告時に示す「総合評価に関する説明書」の別記2に記載する。

評価項目ア及びオの「入札参加資格で定める施工実績に関する条件」の業務実績とは次のとおりである。

●別記2

公告日の属する年度及び直前の5ヶ年度に完了した，〇〇〇〇〇〇〇業務

「入札参加資格で定める施工実績」の設定例

- ・国又は地方公共団体等が発注した交差点を含む道路の詳細設計業務
 - ・道路における電線共同溝の設計業務
2. 「国又は地方公共団体等」は，国，地方公共団体，法人税法別表第1に掲げる公共法人及び建設業法施行規則第18条に掲げる法人とする（国，都道府県，市町村，独立行政法人等が対象となる）。

<評価値申告書の記載方法>

様式-2 企業の評価

項目ア

1. 「入札参加資格で定める施工実績」について，過去5ヶ年度における実績の有無をリストから選択する（複数実績あり，実績あり，実績無し）。
2. 実績がある場合，次により記入する。
 - ①該当する完了年度をリストから選択する。
 - ②TECRISの完了登録がある場合は，TECRIS登録番号，発注機関，業務名
 - ③TECRIS登録されていない実績の場合，以下の事項を全て記入する。
発注機関，業務名，最終契約金額（税込），業務場所，業務概要，履行期間

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 実績が確認できる TECRIS の完了登録の写し
- TECRIS のみで「入札参加資格で定める施工実績」を確認できない、又は TECRIS の完了登録をしていない場合は、次の書類の写し
 - ・実績が確認できる契約図書等（業務発注者、受注者及び最終契約金額の分かる一連の契約書、設計図面）

イ. 過去5ヶ年度における業務成績評定点（同種業務・同部門の最高点）

評価基準	得点	
公告日の属する年度及び直前の5ヶ年度までに完了検査が行われ、合格した予定価格100万円以上の仙台市発注業務（企業局を除く。）のうち、同種業務・同部門の業務成績評定点の最高点。	80点以上	1.5点
	80点未満 又は実績無し	0点

<評価基準取扱事項>

- 公告日の属する年度においては、当該業務の入札公告日までに完了検査が行われ、合格した予定価格100万円以上の仙台市発注業務のみ対象とする。
- 同種業務・同部門とは、当該業務と同様の「業務分野及び部門」を指し、下記に例を示す。

	業務分野の例			
業務	土木設計	測量	地質調査	建築・設備設計 等

	業務部門の例			
部門	道路	下水道	河川	公園 等

- 道路の詳細設計業務や電線共同溝設計業務等の道路に関する設計業務で入札公告がなされた業務の場合、同種業務・同部門は「土木設計業務・道路部門」となる。
- 国、県、他市町村、本市企業局（水道局、交通局、ガス局及び市立病院）の業務成績評定点は対象としない。

<評価値申告書の作成時の留意点>

- 評価値申告する実績が当該業務と同種業務・同部門であるかに留意すること。

<評価値申告書の記載方法>

様式-2 企業の評価

項目イ

1. 同種業務・同部門の業務成績評定点の区分（80点以上、80点未満または実績無し）及び完了年度をリストから選択し、業務名を記入する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 業務成績評定通知書の写し
- TECRIS完了登録の写し

ウ. 過去5ヶ年度における同種業務・同部門の業務表彰歴

評価基準	得点	
公告日の属する年度及び直前の5ヶ年度における「仙台市優良建設関連委託業務表彰実施要領」（令和6年2月1日都市整備局長決裁）に基づく「同種業務・同部門」の業務表彰歴の有無。 ただし、令和5年度以前の業務表彰においては、「仙台市都市整備局・建設局優良建設関連委託業務表彰要領」（平成28年11月8日都市整備局長決裁。令和6年2月1日付け廃止。）に基づく業務表彰歴の有無。 又は国・県・他政令市の「同種業務・同部門」の業務表彰歴の有無。	複数表彰歴あり	1.5点
	表彰歴あり	1点
	無し	0点

<評価基準取扱事項>

- 公告日の属する年度においては、当該業務の入札公告日までに表彰を受けた業務のみ対象とする。
- 直前の5ヶ年度とは表彰を受けた年度であり、表彰業務の完成年度ではない。
- 当該業務と同種業務・同部門の表彰実績を対象とする。（同種業務・同部門の考え方は評価項目イと同様である）
- 国、県、他政令市が発注した「同種業務・同部門」の業務における表彰も対象とする。

<評価値申告書の記載方法>

様式-2 企業の評価

項目ウ

1. 表彰歴の有無をリストから選択する（複数表彰歴あり、表彰歴あり、無し）。
2. 実績がある場合、発注機関と表彰業務の名称を記入し、該当する表彰年度をリストから選択する。複数の表彰歴がある場合は、それぞれ記入する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 表彰状の写し
- TECRIS完了登録の写し

エ. 過去 1 ヶ年における不誠実な行為又は労働災害等

評価基準	得点	
不誠実な行為又は本市発注業務における労働災害等の状況。 ○開札日から起算して過去 1 ヶ年の間に、「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）に基づく指名停止を受けているもの。 ○開札日から起算して過去 1 ヶ年の間に、本市の発注業務において労働災害又は公衆災害を発生させ、本市から事故防止に関する文書指導を受けているもの。	無し	0 点
	指名停止又は文書指導あり	-2 点

<評価基準取扱事項>

- 指名停止の有無を判断する日は、対象となる処分が開始された日とする。
- 文書指導の有無を判断する日は、対象となる文書が通知された日とする。

<評価値申告書の作成時の留意点>

- 申告書を提出した日から開札日までの間に本市から指名停止又は事故防止に関する文書指導を受けた場合は、落札候補者となった時に書類の写しを提出すること。この場合、申告された評価値はその内容に応じて再評価する。その結果、評価値が次順位の入札参加者を下回る場合は、次順位の者が落札候補者となる。
- 開札日から起算して過去 1 ヶ年とは、例えば 5 月 10 日開札の場合、前年の 5 月 11 日から開札日の 5 月 10 日までとなる。

<評価値申告書の記載方法>

様式-2 企業の評価

項目エ

1. 該当事項をリストから選択する（無し、指名停止、文書指導）。

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 指名停止通知又は文書指導の写し

実績重視型・実施方針型 共通

②配置予定技術者に関する評価項目、評価基準及び得点

オ. 過去5ヶ年度における「入札参加資格で定める施工実績に関する条件」の業務実績

評価基準	得点	
	複数実績あり	2点
「入札参加資格で定める施工実績」について、公告日の属する年度及び直前の5ヶ年度に管理技術者として従事し完了した業務実績の有無。	実績あり	1点
	実績無し	0点

<評価基準取扱事項>

- 業務実績は管理技術者として従事した実績を対象とする。
- 公告日の属する年度においては、当該業務の入札公告日までに完了した業務のみ対象とする。
- 管理指導技術者を配置する場合は、その者の実績を申告すること。

<評価値申告書の作成時の留意点>

「入札参加資格で定める施工実績」については、評価項目アの<評価値申告書の作成時の留意点>を参照すること。

<評価値申告書の記載方法>

様式ー3 配置予定技術者の評価
項目オ

1. 「入札参加資格で定める施工実績」について、過去5ヶ年度における実績の有無をリストから選択する（複数実績あり、実績あり、実績無し）。
2. 実績がある場合、次により記入する。
 - ①該当する完了年度をリストから選択する。
 - ②TECRISの完了登録がある場合は、TECRIS登録番号、発注機関、業務名
 - ③TECRIS登録されていない実績の場合、以下の事項を全て記入する。
発注機関、業務名、最終契約金額（税込）、業務場所、業務概要、履行期間

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 実績が確認できるTECRISの完了登録の写し
- TECRISのみで「入札参加資格で定める施工実績」を確認できない、又はTECRISの完了登録をしていない場合は、次の書類の写し
 - ・実績が確認できる契約図書等（業務発注者、受注者及び最終契約金額の分かる一連の契約書、設計図面）
 - ・発注機関が、実績とする業務について、管理技術者として従事した期間を証明する書類

カ. 過去5ヶ年度における業務成績評定点（同種業務・同部門の最高点）

評価基準	得点	
公告日の属する年度及び直前の5ヶ年度に管理技術者として従事し、完了検査が行われ合格した予定価格100万円以上の仙台市発注業務（企業局を除く。）のうち、同種業務・同部門の業務成績評定点の最高点。	80点以上	2点
	80点未満 又は実績無し	0点

<評価基準取扱事項>

- 公告日の属する年度においては、当該業務の入札公告日までに完了検査が行われ、合格した予定価格100万円以上の仙台市発注業務のみ対象とする。
- 同種業務・同部門の考え方は評価項目イと同様である。
- 国、県、他市町村、本市企業局（水道局、交通局、ガス局及び市立病院）の業務成績評定点は対象としない。
- 管理指導技術者を配置する場合は、その者の実績を申告すること。

<評価値申告書の作成時の留意点>

- 評価値申告する実績が当該業務と同種業務・同部門であるかに留意すること。

<評価値申告書の記載方法>

様式-3 配置予定技術者の評価
項目カ

1. 同種業務・同部門の業務成績評定点の区分及び完了年度をリストから選択し、業務名を記入する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 業務成績通知書の写し
- TECRIS 完了登録の写し

キ. 過去5ヶ年度における同種業務・同部門の技術者表彰歴

評価基準	得点	
<p>管理技術者として配置予定の技術者について、公告日の属する年度及び直前の5ヶ年度における「仙台市優良建設関連委託業務表彰実施要領」に基づく「同種業務・同部門」の技術者表彰歴の有無。</p> <p>ただし、令和5年度以前の技術者表彰においては、「仙台市都市整備局・建設局優良建設関連委託業務表彰要領」に基づく技術者表彰歴の有無。</p> <p>又は国・県・他政令市の「同種業務・同部門」の技術者表彰歴の有無。</p>	複数表彰歴あり	2点
	表彰歴あり	1点
	無し	0点

<評価基準取扱事項>

- 公告日の属する年度においては、当該業務の入札公告日までに技術者表彰を受けた業務のみ対象とする。
- 直前の5ヶ年度とは表彰を受けた年度であり、表彰業務の完成年度ではない。
- 当該業務と同種業務・同部門の技術者表彰実績を対象とする（同種業務・同部門の考え方は評価項目イと同様）。
- 国、県、他政令市が発注した「同種業務と同部門」の業務における技術者表彰も対象とする。
- 管理指導技術者を配置する場合は、その者の実績を申告すること。

<評価値申告書の記載方法>

様式－3 配置予定技術者の評価

項目キ

1. 表彰歴の区分をリストから選択する（複数表彰歴あり、表彰歴あり、無し）。
2. 実績がある場合、発注機関と表彰業務の名称を記入し、該当する表彰年度をリストから選択する。複数の表彰歴がある場合は、それぞれ記入する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 表彰状の写し
- TECRIS 完了登録の写し

ク. 継続教育（CPD）の取組み状況

評価基準	得点	
下記のいずれかの団体が証明した、管理技術者の継続教育（CPD）の単位取得状況。 ○(公社)日本技術士会・推奨50単位（1年間） ○(一社)全国土木施工管理技士会連合会・推奨30単位（1年間） ○(公社)農業農村工学会技術者継続教育機構・推奨50単位（1年間） ○(公社)日本建築士会連合会（都道府県建築士会）・推奨12単位（1年間） ○(公社)空気調和・衛生工学会・推奨50単位（1年間） ○(一社)建築設備技術者協会・推奨35単位（1年間） ○(公社)日本造園学会・推奨50単位（1年間）	推奨単位以上の取得単位あり	2点
	推奨単位の1/2以上の取得単位あり	1点
	推奨単位の1/2未満の取得単位あり又は取得単位無し	0点

<評価基準取扱事項>

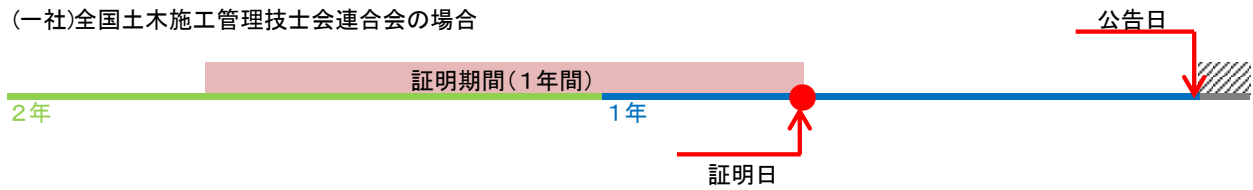
- 管理指導技術者を配置する場合であっても、管理技術者として配置予定の技術者の実績を申告すること。
- 継続教育の取得単位の証明書は、証明日（証明期間の基準となる日）が公告日から起算して過去1年以内、かつ証明期間は証明日から各団体の推奨単位あたりの期間を遡ったものを有効とする。
- 取得単位は、証明期間内かつ公告日の前日までに取得したものを評価対象とし、公告日以後に取得したものは評価対象としない。

<評価値申告書の作成時の留意点>

証明書の発行申請日、証明日及び証明期間、評価対象となる取得単位について

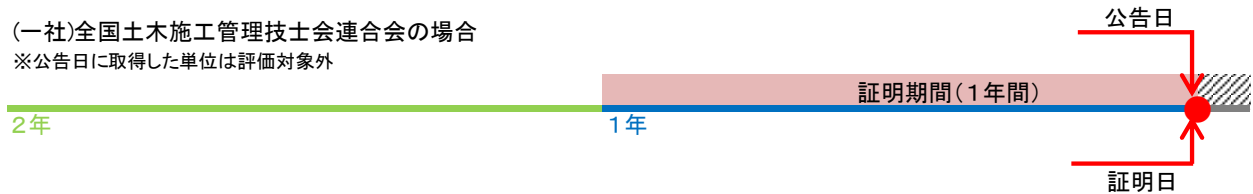
- 発行申請日は、開札後の日付であっても認められるので、落札候補者となってから証明申請をしても支障ない。
- 証明日は公告日から起算して1年前まで遡ることができるので、配置予定技術者の単位取得状況及び各団体の推奨単位あたりの期間を考慮して証明期間を設定することができる。（証明期間の設定例は下図を参照）
- 公告日から起算して過去1年以内とは、例えば5月10日公告の場合、前年の5月11日から公告日の5月10日までとなる。
- 公告日の当日に取得した単位については、評価対象としない。

(一社)全国土木施工管理技士会連合会の場合



(一社)全国土木施工管理技士会連合会の場合

※公告日に取得した単位は評価対象外



【凡例】

1年 証明日を設定できる期間

取得単位が評価対象とならない期間 ※証明書(証明期間)としては有効

<評価値申告書の記載方法>

様式-3 配置予定技術者の評価

項目ク

1. 実績の取得単位の区分をリストから選択する(推奨単位以上の取得単位あり, 推奨単位の 1/2 以上の取得単位あり, 推奨単位の 1/2 未満の取得単位あり, または取得単位無し)。
2. 実績がある場合, 取得単位数を記入し, 証明団体名をリストから選択する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 参加登録している団体が発行する証明書の写し

ケ. 専任性（手持ち業務の件数）

評価基準	得点	
	3件未満	2点
管理技術者として配置予定の技術者について、開札日時点での当該業務を含めた手持ち業務の件数。	3～4件未満	1点
	5件以上	0点

<評価基準取扱事項>

- 管理指導技術者を配置する場合でも、管理技術者として配置予定の技術者の手持ち業務の件数を申告すること。
- 手持ち業務は、国又は地方公共団体等が発注する業務を対象とし、民間業務は対象としない。なお、業務分野や部門は問わない。
- 手持ち業務の件数には、契約金額が100万円未満の業務及び随意契約により契約した業務は件数に含めない。
- 管理指導技術者としての担当業務は件数に含めない。

<評価値申告書の記載方法>

様式-3 配置予定技術者の評価

項目ケ

1. 手持ち業務の件数の区分をリストから選択する（当該業務を含めて3件未満，当該業務を含めて3～4件，当該業務を含めて5件以上）。

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 開札日時点での手持ち業務の件数を様式-7-Aで自己申告する。

コ. 若手技術者の配置

評価基準	得点	
公告日において40歳以下（満年齢）の若手技術者の配置の有無。	管理技術者と 管理養成技術者の配置	3点
	管理技術者の配置	2点
	管理養成技術者の配置	1点
	配置無し	0点

<評価基準取扱事項>

- 若手技術者とは公告日において40歳以下（満年齢）の技術者を対象とし、性別は問わない。
- 管理養成技術者は、40歳以下で、当該業務と同種業務の実務経験を2年以上有する者で、かつ、本市発注業務の入札参加者募集要領で定める配置技術者に関する条件のうち、②の資格要件を満たしていない者に限り配置することができる。なお、実務経験には、前職での経験も含めることができる（同種業務の考え方はP12の評価項目イを参照。）。
- 管理養成技術者は、開札日時点において担当技術者として従事している業務と当該業務を合わせ3件以下の技術者に限り配置することができる。この場合の業務件数は、国又は地方公共団体等が発注する業務を対象とし、民間業務は対象としない。また、業務件数には、契約金額が100万円未満の業務及び随意契約により契約した業務は含めない。

<評価値申告書の記載方法>

様式-3 配置予定技術者の評価

項目コ

1. 40歳以下の若手の管理技術者または管理養成技術者の配置の有無をリストから選択する。（配置あり、配置無し）
2. 配置ありの場合は、生年月日と年齢を記入する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 年齢及び雇用関係が確認できる「健康保険被保険者証」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者証」の写し
 ※法令に基づき保険者番号、被保険者記号・番号、二次元バーコード（ある場合）をマスキング処理のうえ提出すること。
- 管理養成技術者を配置する場合は、上記に加えて、実務経験と現在従事している業務件数を様式-7-Cにより自己申告すること。

実績重視型・実施方針型 共通

③企業の地域貢献・働き方改革・担い手確保に関する評価項目，評価基準及び得点

サ. 災害時の応援協定の締結実績

評価基準	得点	
本市と締結した災害時の応援協定の有無。	締結実績あり	1点
	締結実績無し	0点

<評価基準取扱事項>

- 協定の締結実績は，公告日において締結されているものを対象とする。

<評価値申告書の作成時の留意点>

- 本市と締結している協定については，仙台市ホームページに掲載している「仙台市地域防災計画」における資料「災害時における応援協力に関する協定等一覧表」で確認することができる。

<評価値申告書の記載方法>

様式－4 地域貢献・働き方改革・担い手確保
項目サ

1. 協定の締結の区分をリストから選択する（締結あり，締結無し）。
2. 協定の締結実績がある場合，協定名称及び締結した団体名をそれぞれ記入する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 所属団体の発行した「加入証明書」（加入の証明日が公告日又は公告日の過去1年以内のもの）
※公告日又は公告日の過去1年以内とは，例えば4月1日公告の場合，前年の4月1日から公告日の4月1日までとなる。
- 防災協定書の写し及び協定内での自社の配備体制等が確認できる資料

シ. 過去 10 ヶ年度における同種業務の災害復旧関連業務の実績

評価基準	得点	
	実績あり	1 点
公告日の属する年度及び直前の 10 ヶ年度に完了検査が行われ、合格した仙台市発注業務（企業局を除く。）のうち、当該業務と同様の業務分野の災害復旧関連業務の実績。	実績無し	0 点

<評価基準取扱事項>

- 公告日の属する年度においては、当該業務の入札公告日までに完了した当該業務と同様の業務分野の災害復旧関連業務の実績のみ対象とする。
- 当該業務と同様の業務分野の災害復旧関連業務とは、当該業務が土木設計の場合、土木設計業務の実績のみが対象となる（同種業務の考え方は評価項目イと同様である。）。

<評価値申告書の記載方法>

様式-4 地域貢献・働き方改革・担い手確保

項目シ

1. 施工実績の区分をリストから選択する（実績あり、実績無し）。
2. 実績がある場合、対象となる業務の完成年度をリストから選択し、業務名を記入する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

- TECRIS 完了登録の写し

ス. 地域貢献活動等の取組み実績

評価基準	得点	
	公告日の属する年度の直前の2ヶ年度に、仙台市内において企業として参加又は実施した地域貢献活動、仙台市内における災害時の対応活動（有償を除く。）に従事した実績。	複数実績あり
実績あり		0.5点
実績無し		0点

<評価基準取扱事項>

- 地域貢献活動の実績は、入札に参加する営業所として参加又は実施したことが確認できるものに限る。
- 単に金銭や物品の寄付、場所の提供及び後援や協賛といった名義提供等のみの実際の活動が伴わないものは対象としない。
- 本市発注業務の現場周辺の清掃活動は、評価対象としない。
- 同一年度内における同一活動の複数実績については1件として評価する。
- 災害時の対応活動のうち、施設等の巡視のみの実績については評価対象としない。
- 活動の実態が伴わない地域活動実績は、評価対象としない（例：こども110番の家の営業所指定）。

<評価値申告書の作成時の留意点>

- 仙台市内における災害時の対応活動（有償を除く。）とは、国、県又は本市を含む市町村から本市市域における災害対応を依頼され、無償で緊急的に対応した実績を評価対象とするものである（例：応急危険度判定、大雨又は強風時の緊急対応）。

<評価値申告書の記載方法>

様式-4 地域貢献・働き方改革・担い手確保
項目ス

1. 活動実績の区分をリストから選択する（複数実績あり、実績あり、実績無し）。
2. 実績がある場合、活動年度をリストから選択し、活動実績名称を記入する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 営業所として参加又は実施したことが証明できる資料の写し
（証明できる資料の例）
活動に関する協定書、実施要領、活動報告書、状況写真、第三者が証明する活動証明書、感謝状及びお礼状等
- 災害時の対応活動の従事実績については、無償の活動であることを確認できる、国、県又は本市を含む市町村による証明書類の写し

地域貢献活動等の評価対象となる地域貢献活動の一例を下図に示す。

区分	活動種別	活動内容
仙台市	清掃活動	仙台市まち美化サポーター制度（ボランティア清掃活動）
		アレマキャンペーン（ボランティア清掃活動）
		クリーン作戦（ボランティア清掃活動）
		環境美化活動（ボランティア清掃活動）
		泉中央美化推進・一斉清掃（ボランティア清掃活動）
		おらほの公園草刈隊（公園の除草，清掃及び収集作業のボランティア活動）
		地域貢献活動（緑地内の除草，清掃のボランティア活動）
		ボランティアによる道路清掃活動
		水源地の清掃作業
	その他	仙台市消防団協力事業所の認定
	仙台市内の中・高校生の職場体験（インターンシップ）受入れ	
国	清掃活動	ボランティアサポートプログラムによる道路清掃活動
宮城県	清掃活動	スマイルサポーター制度（河川等のボランティア清掃活動）
		広瀬川1万人プロジェクト（ボランティア清掃活動）
		ボランティアによる河川清掃活動
その他		子ども110番パトロール事業による学校周辺のパトロール活動
		献血推進活動

セ. 品質管理システム等の認証取得状況

評価基準	得点	
公告日において有効の品質管理システム等の認証取得の有無。 ①ISO9001（品質マネジメントシステム） ②次のいずれかの環境マネジメントシステム ・ISO14001（環境マネジメントシステム） ・みちのく環境管理規格	①及び②の 認証取得あり	1.5点
	①又は② いずれかのみ 認証取得あり	1点
	取得無し	0点

<評価基準取扱事項>

- 入札に参加する営業所が対象業務の業務内容に関する認証を取得していること。

<評価値申告書の記載方法>

様式－４ 地域貢献・働き方改革・担い手確保
項目セ

1. 認証取得の有無をリストから選択する（①及び②の認証取得あり，①又は②いずれかのみ認証取得あり，取得無し）。
2. 該当する品質管理システム（ISO9001）及び環境管理システム（ISO14001，みちのく環境管理規格）をリストから選択する。
3. 登録証の有効期限を記入する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 登録証及び付属書等の写し

ソ. 障害者雇用の達成状況

評価基準	得点	
基準日における、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号。以下、「障害者雇用促進法」という。）に基づく障害者の雇用に対する取組み状況。 基準日は、公告日より以下のとおり。 ○公告日の属する年度の7月31日以前に公告されたものについては、基準日を公告日の属する年度の前年度の6月1日とする。 ○公告日の属する年度の8月1日以降に公告されたものについては、基準日を公告日の属する年度の6月1日とする。	法定雇用 障害者数以上	1点
	義務外雇用あり	
	法定雇用障害者数 未満 又は雇用無し	0点

<評価基準取扱事項>

- ここでいう障害者とは、障害者雇用促進法第2条に定められた者をいう。
- 障害者雇用促進法が適用されない企業で障害者を1人以上雇用している場合は、義務外雇用として評価する。

<評価値申告書の記載方法>

様式-4 地域貢献・働き方改革・担い手確保

項目ソ

- 雇用の状況をリストから選択する。（法定雇用障害者数以上、義務外雇用あり、法定雇用障害者数未満、雇用無し）。
- 次の事項を記入する。
 - ① 常用雇用している障害者の人数
 - ② 障害者の雇用障害者の不足数（法定雇用義務のある企業の場合）
 ※障害者雇用状況報告書による場合は「⑫雇用障害者数の計」及び「⑭障害者の不足数」をそれぞれ記入する。

雇用の状況	(区分を選択)	
常用雇用障害者数(障害者雇用状況報告書による場合 ⑫障害者数の計)		人
障害者雇用状況報告書による場合 ⑭障害者の不足数		人

区分をリストから選択
 常用雇用人数を記入
 法定雇用義務のある企業のみ記入

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 法定雇用義務のある企業は、「障害者雇用状況報告書（事業主控）」（公共職業安定所の受付印等によりその到達を確認できるものであること。以下本手引きにおいて同じ。）の写し。
- 法定雇用義務のない企業は、「障害者雇用状況報告書（事業主控）」の写し又は基準日における障害者の雇用関係が確認できる以下の書類の写し。
 - ・「障害者手帳」等の障害者認定状況が確認できる書類
 - ・基準日における雇用関係が確認できる「健康保険被保険者証」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者証」
 ※法令に基づき保険者番号、被保険者記号・番号、二次元バーコード（ある場合）をマスキング処理のうえ提出すること。

タ. 「くるみん」・「えるぼし」・「女性のチカラを活かす企業」の認証取得状況

評価基準	得点	
公告日時点における下記のいずれかの認証取得の有無。 ○「くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん」 ○「えるぼし・プラチナえるぼし」 ○「女性のチカラを活かす企業」	いずれかの 認証取得あり	1点
	認証取得無し	0点

＜評価基準取扱事項＞

- いずれかの認証取得があれば加点とし、複数の認証取得があった場合でも1点とする。

＜評価値申告書の記載方法＞

様式ー4 地域貢献・働き方改革・担い手確保
項目タ

1. 認証取得の有無をリストから選択する（認証取得あり，認証取得無し）。
2. 認証名を入力する。複数の認証取得がある場合でも，1つのみ入力する。

＜落札候補者となった時に提出する書類＞

- 認証書の写し

チ. 管理養成技術者の業務実績を有する管理技術者の配置

評価基準	得点	
	過去に管理養成技術者を担当した実績のある管理技術者の配置の有無。	配置あり
配置無し		0点

<評価基準取扱事項>

- 過去に本市が発注した総合評価一般競争入札対象の業務委託において、管理養成技術者として業務に従事し、その後、本市が発注する業務委託の制限付き一般競争入札参加者募集要領の配置技術者に関する条件を満たし、当該業務に管理技術者として配置予定の場合、評価対象となる。

<評価値申告書の記載方法>

様式-4 地域貢献・働き方改革・担い手確保
項目チ

1. 配置の有無をリストから選択する（配置あり、配置無し）。
2. 配置ありの場合は、業務名と完了年度を記入する。

<落札候補者となった時に提出する書類>

- 管理養成技術者として業務に従事し、業務完了時に発注担当課から従事実績の確認を受けた管理養成技術者証明の写し（参考様式-1）。

実施方針型

④実施方針に関する評価項目，評価基準及び得点

●実施方針について

- ・業務の理解度や実施手順，品質確保の取組みについて様式に記載された内容を評価する。
- ・配置予定技術者本人が作成すること。

●実施方針の記述内容

課題①：業務理解度

様式-5に業務の目的や制約条件を踏まえた業務の進め方，課題把握等の取組み方針について記載する。

評価基準	得点	
【業務理解度】 設計にあたり必要となる諸条件を正しく理解・把握しているか。コントロールポイントとなる条件を正しく理解しているか。	諸条件を理解・把握し，かつ重要事項の記載があり設計につなげる創意工夫がある。	【優】 10点
	諸条件を理解・把握している記述が見られる。	【良】 5点
	仕様書や共通仕様書に記載されている内容程度の理解度である。	【可】 0点

課題②：実施手順

様式-6に業務工程計画をバーチャートで示し，併せて工程の内容について簡潔に記載する。

評価基準	得点	
【実施手順】 業務にとってクリティカルとなる諸条件を正しく理解・把握し，手戻りのない効率的な工程を組み立てているか。	諸条件を理解・把握し，かつ創意工夫がある効率的な工程計画である。	【優】 10点
	記載内容は標準的で一般的な工程計画である。	【良】 5点
	履行期限内に完了するための単純な工程または必要最低限の工程である。	【可】 0点

課題③：品質確保

様式-5に業務成果品の品質確保・向上に向けた具体的な取組みについて記載する。

評価基準	得点	
【品質確保】 業務成果品の品質確保・向上を目的とした具体的な取組みがあるか。	具体的な取組みや創意工夫の記載があり，効果が期待できる。	【優】 5点
	一般的な取組みの記載がある。	【良】 2.5点
	仕様書や共通仕様書に記載されている内容程度である。	【可】 0点

6. 提出書類等

入札参加者は、入札公告の「総合評価に関する説明書」に示す「技術提案等」及び「評価値申告書の内容を証明する技術資料等」を作成し、「入札参加者募集要領」に記載している方法により提出する。

「技術提案等」とは…入札参加時に提出する以下の書類

- ・実績重視型の場合…様式-1「評価値申告書」
- ・実施方針型の場合…様式-1「評価値申告書」、
様式-5「業務理解度及び品質確保」及び様式-6「実施手順」

「評価値申告書の内容を証明する技術資料等」とは

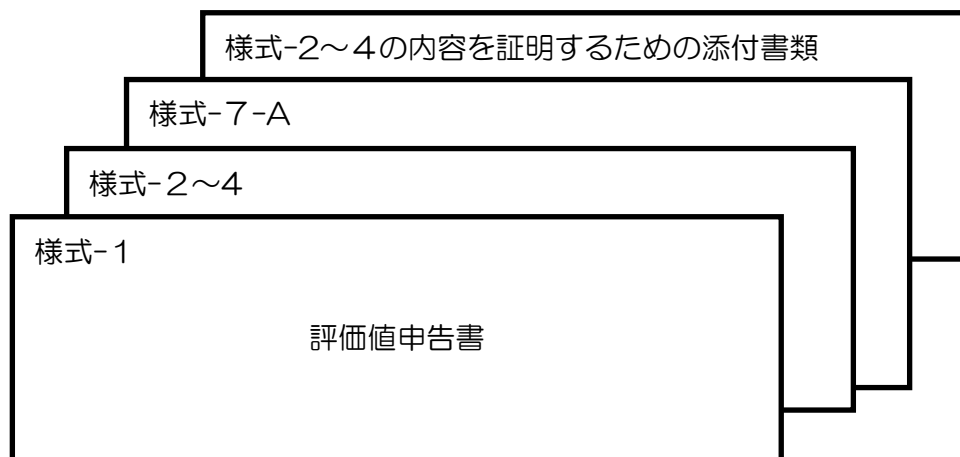
…落札候補者となった時に提出する以下の書類

- ・様式-2「企業の評価」
- ・様式-3「配置予定技術者の評価」
- ・様式-4「地域貢献・働き方改革・担い手確保」
- ・様式-7-A「管理技術者の担当業務件数確認票」
- ・様式-7-B「管理指導技術者の担当業務件数確認票」※配置予定の場合に提出
- ・様式-7-C「管理養成技術者の担当業務件数確認票」※配置予定の場合に提出
- ・上記の様式-2～4の内容を証明するための添付書類

落札候補者となった際に提出する資料

- ・提出書類は下図のように綴ること。
- ・複数の評価項目で同じ実績を申告する場合、添付資料が重複するときは、当該資料の提出を1部のみとすること。

提出書類の綴り方



7. 落札候補者の審査

(1) 審査の方法

総合評価一般競争入札にあたっては、入札後資格確認型（事後審査）を適用する。

(2) 「技術提案等」の取扱い

「技術提案等」において、事実と異なる記載があった場合の取扱いは以下のとおりとする。

ア 虚偽の記載

- ・虚偽の記載とは、故意に事実と異なる記載をしたものをいう。
- ・落札候補者が提出した「技術提案等」において、虚偽の記載があった場合は、当該落札候補者を落札者とするを不適当とする。

イ 虚偽以外の記載（ア以外の事実と異なる記載をした場合）

5. 落札者決定基準（3）評価基準及び得点（P8）における「落札候補者の審査において、申告した実績が実際に有する実績と異なることが判明した場合」により評価する。

(3) 配置予定技術者等に対するヒアリング

ア 落札候補者から提出された「技術提案等」及び「評価値申告書の内容を証明する技術資料等」の適否を判断するため、必要に応じて配置予定技術者等に対するヒアリングを行う場合がある。

イ ヒアリング内容は、概ね次の事項を確認する。

- ・「技術提案等」及び「評価値申告書の内容を証明する技術資料等」の詳細
- ・配置予定技術者の経歴、保有資格、同種業務の経験の有無
- ・同種業務の実績として申告した業務の内容、作業上の留意点及び工夫した点
- ・対象業務における課題又は留意すべき点とその技術的所見について
- ・その他必要事項

ウ ヒアリングの結果、「評価値申告書の内容を証明する技術資料等」に関して、追加の資料提出を求める場合がある。

(4) 落札者の決定

落札候補者の提出書類を審査し、評価値が適切である場合には対象業務の落札者とする。

8. 配置予定技術者等の取扱い

配置予定技術者等の変更

ア 契約前

入札時に申告のあった配置予定技術者等を配置できない場合、落札者は無効とする。

イ 契約後

やむを得ない事情により配置技術者の変更が必要となり、対象業務の総括調査員が認めた場合は可とするが、変更後の技術者についても、入札参加資格の配置技術者に求める要件を満たす技術者を配置しなければならない。

9. 中立かつ公正な審査・評価の確保

(1) 学識経験者の意見聴取

総合評価方式の適用にあたっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、地方自治法施行令に基づき、あらかじめ選任した2人以上の学識経験者から業務ごとに次の事項について意見を聴取する。

- ① 落札者決定基準を定めるとき
- ② 落札者を決定するとき…①の意見聴取時に「改めて意見を聴く必要があるかどうか」について意見を聴き、「必要がある」との意見があった場合に聴取する。

(2) 学識経験者の選任

学識経験者は、対象業務を所管する部署とは別の部署の者のうち、相応の経験と技術力を有している者から選任する。

10. 技術提案等に関する秘密の保持

総合評価一般競争入札における技術提案等は、提案者の知的財産に該当するものが含まれている場合があることに鑑み、提案内容が他者に知られることのないよう、及び提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないよう、その取扱いにあたっては特段の注意を払うものとする。

受注者が入札において提示した技術提案等については、その内容が一般に行われている状態となった場合は、他の本市発注業務において、受注者の同意を得ることなく無償で使用できるものとする。